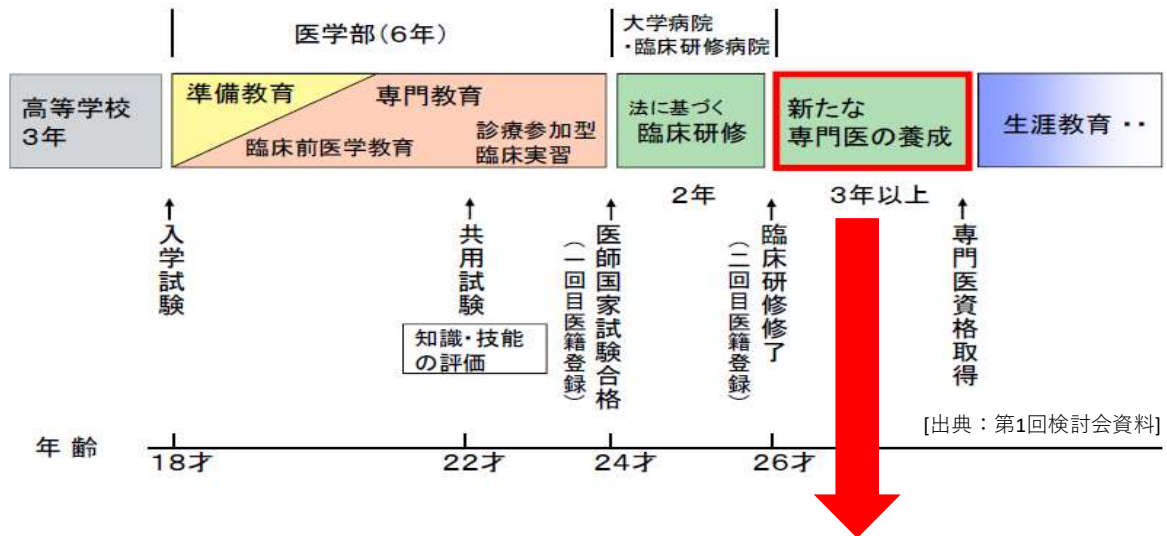


新たな専門医制度について

資料 17-4

奈良県作成

医師養成の課程と専門医制度



「日本専門医機構」の統一したルールに基づいて、内科・外科など、19領域の専門医を養成・認定する仕組みが検討されており、来年度（平成30年度）からの開始を目指して準備が進められている。

専門医制度の仕組み ～職能集団の自律的な資質向上～

- 「一般社団法人 日本専門医機構」がルール（整備指針）づくり、研修プログラムの認定等を担う。
- これに基づいて、各学会が、研修プログラムの基準（研修施設の基準や医師の経験症例数の基準等）設定や、専門医認定・更新の審査などを担う。

地域医療の確保への懸念 ～国・自治体の関与の必要性～

- 研修プログラムの基準が過度に厳しく設定され、研修施設が大学や大病院中心となり、都道府県間や都道府県内の医師偏在が助長される懸念はないか。
- ※平成16年度の初期臨床研修制度の実施に伴って、医師の都道府県間の偏在が問題となった例がある。

経緯

- 「地域間の医師偏在を助長する」との地方の医療関係者等の懸念から制度施行が1年延期（H29.4→H30.4）
- 地域医療へ配慮される仕組みとなるよう、「今後の医師養成の在り方と地域医療に関する検討会」において、知事会・市長会ほか関係者から意見聴取（H29.4より3回開催）

専門医機構の対応

専門医制度の実施にあたり、機構は、以下の点を「指針」に明記し各学会に示した。

- 都道府県間の偏在を助長しない仕組み
 - ・都市部（東京、神奈川、愛知、大阪、福岡）に集中しないための、定員枠の設定
- 都道府県内の偏在を助長しない仕組み
 - ・大学病院以外の病院も研修施設となるような研修プログラムの設定（症例の豊富な市中病院も研修施設とする。）
 - ・研修プログラムや、専攻医の配置について、**都道府県協議会**で協議
- 地域医療従事者や女性医師等に配慮した、柔軟な研修課程の設定

都道府県協議会について

● 都道府県協議会 ※

地域の関係者（都道府県、都道府県内市町村、研修施設、医療機関）による協議の場

※国の通知に基づき、地域医療対策協議会等、既存の枠組の活用等により設置。

国は協議会の開催経費に対して補助

- ・協議会は地域医療確保の観点から、研修プログラムや専攻医の配置に関し、機構と協議し、必要に応じて、修正意見を提出する。
- ・地域の実情に応じた協議を行うため、協議会が直接、研修施設から情報提供を求めることができ、研修施設や学会は協議会の求めに協力する。
- ・機構によるプログラム調整において、都道府県が調整に努めたにもかかわらず状況が改善しない等の場合には、厚生労働省に報告する。

